

第 16 号議案

足立区防災会議条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 19 年 2 月 20 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区防災会議条例の一部を改正する条例

足立区防災会議条例（昭和 38 年足立区条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「（昭和 36 年法律第 223 号）」を「（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）」に改める。

第 2 条第 3 号中「または」を「又は」に改める。

第 3 条第 5 項各号列記以外の部分中「または」を「又は」に改め、同項第 1 号中「指定地方行政機関」を「法第 2 条第 4 号に規定する指定地方行政機関」に改め、同項第 8 号中「指定公共機関」を「法第 2 条第 5 号に規定する指定公共機関」に、「または」を「又は」に、「指定地方公共機関」を「同条第 6 号に規定する指定地方公共機関」に改め、同条第 6 項中「55 人」を「60 人」に改める。

第 4 条第 2 項中「前条第 5 項」を「前条第 5 項第 8 号」に、「または」を「又は」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

防災会議の委員の数を改めるとともに、規定を整備する必要があるもので、この条例案を提出いたします。